

## H22年度各学部等のハラスメント防止策取組計画

学部名	平成22年度防止策取組計画
文化教育学部	<p>(1)人権教育推進委員の中に、ハラスメント相談員を1名(松下一世准教授)おき、全学の同和・人権問題委員会委員と協力する形で活動を進める。その他に1名のハラスメント相談員(吉住磨子准教授)とし、学部内のハラスメント対策を継続して行っていく。</p> <p>(2)新入生オリエンテーション時に人権教育関係の講話・ビデオ鑑賞を行い、ハラスメント等人権意識の喚起・啓発活動を行う。</p> <p>(3)教員・学生に人権教育推進委員会が実施する年3回の人権教育講演会に積極的に参加するよう教授会等で要請する。また、第一回の講演会を1年次学生を対象とした、ハラスメントに対する意識向上の講演会とする。</p> <p>(4)昨年度各講座で作成した「ハラスメント防止に対するガイドライン」を再確認する。</p> <p>(5)学部内の各箇所にハラスメント防止のポスター等を掲示し、学生への周知を更に徹底する。また、第2回目の講演会において「人権意識調査」を実施する。</p> <p>(6)文化教育学部内の施設の改修工事において、研究室扉の一部にガラスを入れる工事を継続して実施する。</p>
経済学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教授会等において、定期的にハラスメント防止に関する注意喚起を行う。</li> <li>・研究室、事務室の入口、壁などにハラスメント防止用ポスターを新たに掲示する。</li> </ul>
医学部	<p>(1)講演会を開催し、教職員及び学生へ啓発活動を行う。</p> <p>(2)職員への「職場のセクシャル・ハラスメント認識度チェックシート」による自己啓発を図る。</p>
工学系研究科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教授会において、学部長からハラスメント防止に関する注意喚起を行う。</li> <li>・今年も、教員向けのハラスメント講演会等を開催する。</li> </ul>
農学部	<p>教授会・研究科委員会・学科会議・コース会議等でハラスメント問題を議題として取り上げるとともに、学内・外で開催される同和・人権問題あるいは、その関連の講習会に積極的に参加するように周知し、ハラスメント教育を行います。</p> <p>さらに、同和・人権問題委員会委員が、講演会等での概要を教授会等で紹介することで、ハラスメントの防止に努めます。</p> <p>本年度は、6月に農学部の教職員、学生全てに対しアンケートによる実態調査を行い、7月にハラスメントの現状を把握し、8月以降に発生の要因と未然防止策を検討します。その検討結果を活かした未然防止策を実施に移します。</p>
海洋エネルギー研究センター	<p>事務的なことや形式的なことばかり言うよりも、職員が常に気持ちよく職務に励むことが出来る環境となるようにセンター長を初め全職員と気軽に相談できる環境作りをモットウに取り組むことにしている。</p> <p>楽しき中にも規律ある職場環境作りに努める。</p>
総合分析実験センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員に対し「ハラスメントの防止に関するガイドライン」、パンフレット「ハラスメントのないキャンパスにするために」をホームページよりダウンロードし、閲覧することを周知徹底する。また、部門の会合時などに、表記内容に関する説明を行う。</li> <li>・できる限りにおいて執務中の開放環境の保持を行う(セキュリティ上の配慮を行った上で施行)</li> <li>・教職員のハラスメント講習会への参加を促し、出来る限り全員が参加するようにする。</li> <li>・意見交換や相談がしやすい職場環境、人間関係を構築するように努める。</li> </ul>
総合情報基盤センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント防止の啓蒙書を回覧する。</li> <li>・ハラスメント防止に関する講演会・研修会等への参加を奨励するとともに、参加者のセンター内でのミーティングで報告等を通じてセンター教職員への周知徹底を図る。</li> <li>・研究室及び業務室のドアやブラインド等の執務中の開放を引き続き実施する。</li> </ul>
留学生センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員会議において、大学のガイドラインをセンター教員へ周知徹底し、ハラスメント相談員のみならず、センター教員全員がハラスメント対応の認識を再確認する。</li> <li>・教員室(個室)での教職員・学生への対応にはドアを開放して対応する。</li> <li>・留学生センター内にハラスメントに関するポスターを貼付し、留学生に対し広く周知する。</li> </ul>
低平地沿岸海域研究センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター会議でハラスメントについて適宜話し合いを行い、注意を促す。</li> <li>・研究室、事務室の入口、壁などにハラスメント防止用ポスターを掲示する。</li> </ul>
海浜台地生物環境研究センター	<p>(1)センターの「不祥事防止策」を遵守し、ハラスメントの芽を摘む。</p> <p>(2)センターに農学部から配属された学生に対して不祥事防止策の内容を周知しする。</p> <p>(3)教職員と学生の懇親を深め、ハラスメント等を防止する。</p> <p>(4)学生がハラスメントを受けたことを察知できるように、学生間のコミュニケーションを良好にする。</p> <p>(5)事務職員・研究員がハラスメントを受けたことを察知できるように、教職員間のコミュニケーションを良好にする。</p> <p>(6)センター内の各箇所にハラスメント防止のポスターを掲示する。</p> <p>(7)人権問題等の講演会に積極的に参加する。</p>
シンクロトン光応用研究センター	<p>1. 情報の公開と周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後もしハラスメントの事態が有れば、その都度センター内ミーティングで報告し、問題点を検討する。</li> <li>・大学内他部局で事態が発生すれば、大学から必要な情報の公開と大学としての問題点や対策についての情報提供を御願いし、対策する。</li> </ul> <p>2. 大学のガイドラインの周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防止策として出されている大学のガイドラインを周知徹底する。</li> <li>・大学のパンフレットを活用して問題点と防止策を周知徹底する。</li> </ul> <p>3. ハラスメント防止策委員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本センターにおいて、学生及び職員が良好な環境において修学、教育、研究及び就労に従事できるように、センター内に引き続きハラスメント防止委員を置く。</li> </ul>
地域学歴史文化研究センター	<p>引き続き、1)教職員が人権に関する意識を高め、再発防止を心掛ける。</p> <p>2)他大学のハラスメント対策を調査し、効果が上がると判断されるものを積極的に取り入れる。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学のガイドラインを遵守することを、事務連絡会議において周知徹底する。</li> <li>・ハラスメントを受けたと感じた場合は、ハラスメント相談員へ相談を行ってほしい旨を機会あるごとにアナウンスする。</li> </ul>